

**5月号 地域行政の推進に向けて**

区では、本庁のほかに5つの地域に「総合支所」、28の地区に「まちづくりセンター」を設置し、地域の実情や区民の声を受け止め、きめ細かな行政サービスやまちづくりを行う「地域行政制度」を導入しています。「地域行政制度」は区政運営の基盤であり、現在、その充実強化を図る条例の制定に向けた検討を進めています。今回は条例の検討の背景についてご紹介します。

社会状況の変化

- 高齢化の進展、世帯構成の変化、自然災害の多発化等
- ➔ **地域での支え合いの重要性の高まり**
- 働き方の変化、デジタル技術の発展、新型コロナウイルス感染症の拡大等
- ➔ **人と人との関わり方の変化**

安全安心でより暮らしやすい地域社会に向けて

防災や介護、子育て等の多岐にわたる地域課題に、区民の皆さんや地域で活動する様々な団体等とともに取り組み、安全安心でより暮らしやすい地域社会をめざしていく必要があります。

地域行政制度の充実強化

まちづくりセンターや総合支所の機能等の充実強化を図り、まちづくりのコーディネート機能やデジタル技術を活用した行政サービスの利便性の向上等により、地域の特性に即した行政と参加と協働によるまちづくりを推進するため、条例の制定をめざしています。